

## 介護納付金の納付猶予について

### (1) 納付猶予の対象

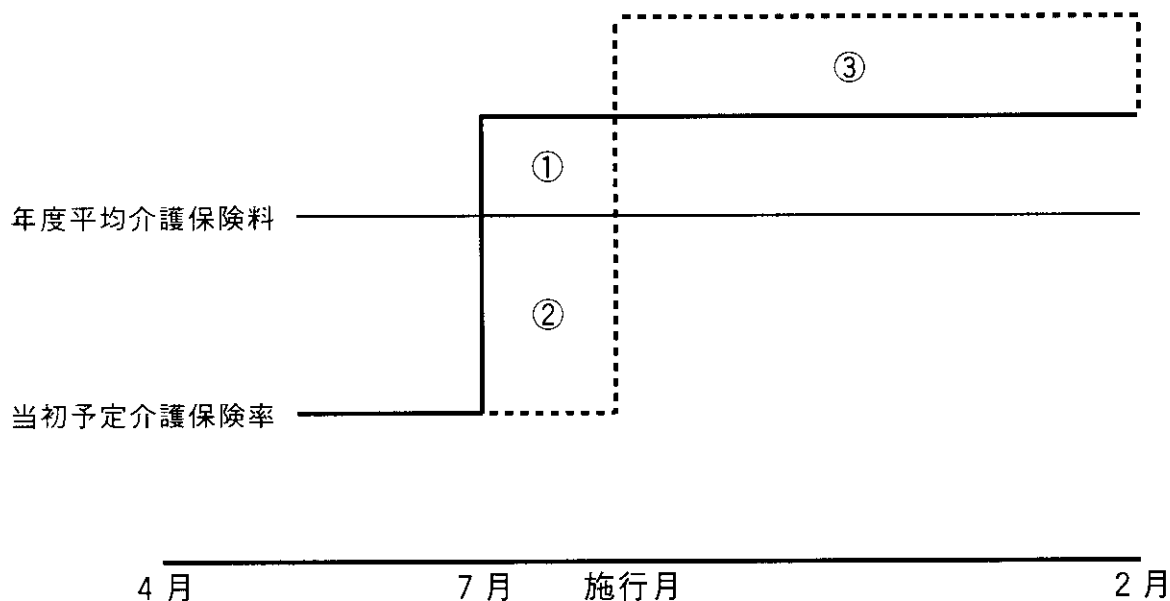
年度平均一般保険料率と年度平均介護保険料率の合計が保険料率上限を超過し、7月以降予定していた介護保険料率の更なる引上げが困難な保険者

(政管、約4割の健保組合、船保)

### (2) 猶予額

12年度の介護納付金のうち、介護保険料として徴収できない額

- 下図③に相当する①+②(ただし、7月以降の介護納付金の範囲内)を納付猶予できるものとする。



### (参考)

・上記の額は、約220億円/月。

内訳は、政管健保で約150億円/月、健保組合で約60億円/月、船保で約3億円/月。

### (3) 金利負担

- 納付猶予に伴う利息については、保険者の負担とならないよう国において所要の措置を講ずる。